

介護長寿課からのお知らせ

「平成29年 生年祝のご案内」

日時：平成29年1月28日（土）12時30分開場 13時開式 15時閉式予定

場所：石垣市民会館大ホール

主催：石垣市

対象年齢：108歳（明治43年4月2日～明治44年4月1日生まれの方）

97歳（大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれの方）

85歳（昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれの方）

石垣市では毎年旧正月に生年祝を行い、ご長寿を祝福しております。

今年度の生年祝の方へご案内をご自宅へ発送しております。

早めの返信にご協力をお願い致します。また、ご自宅に届いていない方は介護長寿課までご連絡をお願いいたします。



お問合せ：0980-82-7158（介護長寿課直通）

障がい福祉課からのお知らせ

「障害児福祉手当・特別障害者手当について」

精神または身体の重度障がいのため、常時特別の介護を必要とするなどの理由がある方に対して、その特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者（児）の福祉の向上を図ることを目的としています。

支給対象者

障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児を対象とします。ただし、施設に入所している場合や障がいを支給事由とする年金を受給している場合は対象外となります。	月額 14,600 円 (平成28年11月現在)
特別障害者手当	精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者を対象とします。ただし、施設に入所している場合や病院又は診療所に3ヶ月以上継続入院している場合は対象外となります。	月額 26,830 円 (平成28年11月現在)

所得制限

手当を受ける方やその配偶者および扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

支払時期

毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

支払時期

認定請求書、所得状況届、所定の診断書、その他必要書類を、障がい福祉係の窓口へ提出して下さい。なお、認定請求書などは障がい福祉課に備えていますのでお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：福祉部障がい福祉課 障がい福祉係 電話 0980-82-9947

都市建設課からのお知らせ

「赤瓦等助成交付金の申請手続きは済みましたか？」

石垣市では、市民を対象に住宅に赤瓦の新設若しくは既存の家屋の葺き替え又は漆喰の塗り替えをしようとする方、又は石積み、生垣工事をしようとする方に対し予算の範囲内において助成を行う制度があります。（石垣市赤瓦等助成交付金）

今年度も申し込みの期限が迫っておりますので、対象となる方は早めに申請してください。

申請締め切り：平成29年1月31日（火）

【申請先】石垣市建設部 都市建設課（計画係） 電話番号 0980-83-4207

※詳しくは都市建設課へ問い合わせ下さい。

また、石垣市ホームページで確認することも出来ます。